

## 尾三地域保健対策協議会規約

(名称)

第1条 本会は、尾三地域保健対策協議会（略称「尾三地対協」）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、広島県東部厚生環境事務所・保健所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、尾三二次保健医療圏域（以下「尾三圏域」という。）内の保健・医療・福祉を推進するために、これらに関する事項を総合的に調査、協議し、必要な事業を実施推進することにより、尾三圏域の健康の保持、増進に寄与することを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、尾三圏域内の次のものをもって構成する。

- (1) 市町
- (2) 地区医師会
- (3) 主な病院
- (4) 地区歯科医師会
- (5) 地区薬剤師会
- (6) 公衆衛生推進協議会
- (7) 社会福祉協議会
- (8) 民生委員・児童委員協議会
- (9) 広島県東部厚生環境事務所
- (10) 広島県東部保健所
- (11) その他保健・医療・福祉関係団体

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事項について調査、協議及び事業を行う。

- (1) 保健・医療・福祉の推進に関すること
- (2) 公衆衛生の普及及び向上に関すること
- (3) 保健医療計画の推進に関すること
- (4) 健康増進計画の推進に関すること
- (5) 団体・組織の育成に関すること
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること

(役員を選任)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長        1名
- (2) 副会長       3名
- (3) 理 事       36名以内（会長、副会長及び監事を含む）
- (4) 監 事       2名

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会務を代行する。

3 理事は、会務を処理する。

4 監事は、会務及び会計監査を行う。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、役員の仕事の再任を妨げない。

2 欠員による後任者の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任満了後でも後任者が選出されるまでは、その職務を行うものとする。

(選任の方法)

第9条 会長、副会長、監事は、理事の互選によりこれを選出する。

2 理事は、第4条の構成団体から選出する。

(会議)

第10条 本会の組織は、理事会、常任理事会及び委員会とする。

2 理事会は、原則として毎年1回定例会を開催するほか、必要に応じ臨時会を開催する。

3 常任理事会は、原則として年2回開催する。

4 委員会は、必要に応じて開催する。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。

2 理事会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

3 理事会は、過半数の出席により成立し、出席者の過半数により議決する。

4 理事会は、次に掲げる事項を議決するものとする。

(1) 規約の変更

(2) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更

(3) 収支予算及び決算の決定

(4) 剰余金又は損失の処理

(5) 本会の解散及び剰余財産の処理

(6) その他重要な事項

(常任理事会)

第12条 常任理事会は、会長、副会長及び理事のうちから会長が指名する者をもって構成する。

2 常任理事会は、会長が招集し、その議長となる。

3 常任理事会は、本会の円満な運営を図るため、次の項目について協議を行う。

(1) 本会の運営方針及び組織に関する事項

(2) 理事会に提案すべき事項

(3) 各委員会が実施する事業及びその評価に関する事項

(4) 委員会の新設、統廃合に関する事項

(5) その他本会の目的達成に必要な事項

4 委員は、会長の求めにより、常任理事会に出席して意見を述べることができる。

(委員会)

第13条 会長は、第5条の事業を実施するために、常任理事会の議を経て委員会を設置する。

2 委員会の委員は、構成団体が推薦する者を、常任理事会の議を経て、会長が選任する。ただし、理事との重任を妨げない。

3 委員会に、委員長、副委員長を置き、構成員の中から会長が指名する。

4 委員長及び委員の任期は、委員会の事業年限とする。ただし、任期中に補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

6 委員会は、専門の事項について調査・研究、協議及びこれらに基づく必要な事業を行うとともに、事業年度終了後速やかに常任理事会に報告するものとする。

7 会長は、必要に応じて、委員会に専門会議を設置し、協議することができる。

(経費)

第14条 本会の運営費は、補助金、市町負担金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第16条 前各条に定めるもののほか、本会の運営及びその他必要な事項については、会長が理事会の議決を経て定める。

附 則

1 この規約は、平成9年10月30日から施行する。

2 設立総会において選出された役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。